第二十八条中「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十九条柱書き中「第十七条第三項」を「第二十条第三項」に、「第十四条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条第一号中「第十四条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第十四条第一項第二号」を「第十七条第一項第二号」に、「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第三十条中「第十八条」を「第二十一条」に改める。

第三十一条中「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第三十二条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項第六号」を「第二十六条第一項第六号」に改め、同条第四項中「第二十三条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第五項中「第二十三条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。

第三十三条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、第五項中「第二十四条第三項」を「第二十七条第三項」に、「第二十三条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同項を第六項とし、同条第四項中「第二十四条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同項を第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項柱書き中「第二十四条第一項第五号」を「第二十七条第一項第六号」に改め、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、災害が発生した場合において同号の営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先

七　法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

第三十三条第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十七条第一項第五号の経済産業省令で定める要件は、地域の実情を踏まえ、給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件に該当することとする。

第三十四条第一項中「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条第一項第五号」を「第二十八条第一項第五号」に改め、同条第三項中「第二十五条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条第四項中「第二十五条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第二十三条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　災害時石油供給連携計画の届出等

（災害時石油供給連携計画を作成する地域）

第二十六条の二　法第十三条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
第三地域	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県
第四地域	新潟県　富山県　石川県　福井県　長野県
第五地域	山梨県　岐阜県　静岡県　愛知県　三重県
第六地域	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県
第七地域	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
第八地域	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
第九地域	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県
第十地域	沖縄県

（特定石油精製業者等の要件等）

第二十六条の三　法第十三条第一項の経済産業省令で定める貯蔵能力は、権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設の貯蔵能力（複数の石油精製業者等がその権原に基づいて利用できる指定石油製品の貯蔵施設にあつては、当該貯蔵施設の貯蔵能力を当該複数の石油精製業者等の数で除して得た貯蔵能力）が、二千キロリットルであることとする。

2　法第十三条第一項の経済産業省令で定める要件は、第八条第二項第一号中「石油精製業者等の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を除き、他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」を「他の石油精製業者に委託して製造した指定石油製品の数量を含む。」と読み替えた場合に過去三年間において法第五条第一項の規定により経済産業大臣に届け出た各月の石油基準備蓄量（第九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに係るものに限る。以下この項において同じ。）が、当該月の全ての石油精製業者等の石油基準備蓄量を合計した数量のおおむね一パーセント以上であることとする。

（災害時石油供給連携計画の届出）

第二十六条の四　法第十三条第四項前段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、同条第二項の規定による告示が行われた日から起算して二月以内に、様式第七の二による届出書を提出しなければならない。

2　法第十三条第四項後段の規定による災害時石油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、様式第七の三による届出書を提出してしなければならない。

（災害時石油供給連携計画の記載事項）

第二十六条の五　法第十三条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二　法第二十九条の規定に基づき国家備蓄石油（指定石油製品に限る。以下この号において同じ。）の管理の委託を受けた特定石油精製業者等にあつては、当該国家備蓄石油を管理する貯蔵施設及び油種別の貯蔵量に関する事項

三　災害時石油供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

（災害時石油ガス供給連携計画を作成する地域）

第二十六条の六　法第十四条第一項の経済産業省令で定める地域は、次の表のとおりとする。

区分	区域
第一地域	北海道
第二地域	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
第三地域	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　新潟県　山梨県　長野県　静岡県
第四地域	富山県　石川県　岐阜県　愛知県　三重県
第五地域	福井県　滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県